

## 憲法に違反する安全保障関連法案と国会での強行採決に反対する共同声明

私たちは、7月15日の衆議院特別委員会と翌16日の本会議で、集団的自衛権の行使を容認することを中心とする安全保障関連法案が強行採決されたことに対し、断固たる抗議の意志を表明します。

衆議院憲法審査会で三人の憲法学者全員が、安全保障関連法案を憲法に違反するものであるとし、全国のほとんどの憲法学者が同じ見解を表明しているにもかかわらず、政府与党は、違憲か否かを判断するのは最高裁判所であって憲法学者ではないと強弁し、本質的に意味の異なる砂川判決を以て集団的自衛権の根拠にするなど、法案の根拠そのものがまったく合理性妥当性に欠けるものです。

各種の世論調査においても、戦争につながりかねない法制である安全保障関連法案に反対する声が多数であり、八割を超える国民が今国会での拙速な成立に否定的という状況の中で、しかも首相自身が法案に対する理解が進んでいないことを認めた直後、採決を強行したことは、主権者としての国民の意思を踏みにじり、立憲主義および民主主義を破壊する暴挙であり、安倍政権が国民世論を無視する独裁政治であることを示しています。

戦後日本は、制定の過程に米国の関与があったとはいうものの、日本国憲法第九条の下での平和主義を是とし、対外侵略に対して直接的に関わることをしてきませんでした。

政府与党は、ホルムズ海峡での機雷除去などという現実味に欠ける事例を挙げ、安全保障環境の変化を口実に、武力行使ができる立法を強行しようとしています。

しかし戦後の日本は、一貫して集団的自衛権の行使を違憲とし、隣国との対話による外交に基づく信頼関係を築くことによって、脅威を取り除く努力を続けてきたことを忘れてはなりません。

私たち花園大学の有志一同は、憲法に違反する安全保障関連法案と衆議院特別委員会および本会議での強行採決に反対する意志を、多くの研究者や大学における学生・教職員と共有し、参議院での審議を注意深く見定めながら、この法案を廃案にし、立憲主義と民主主義を堅持するために、国民とともに考え得るあらゆる行動を実行します。

2015年 8月 11日

花園大学有志の会

【呼びかけ人】

元学長	河野	太通
名誉教授・元学長	西村	恵信
名誉教授	小野	信爾
名誉教授	八木	晃介
教授・人権教育研究センター所長	中尾	良信
教授・人権教育研究センター副所長	吉永	純